

現 場 説 明 書（技術的事項）

工事名 相方市営住宅 1 号棟他解体工事

1. 現場の状況

- ・ 周辺は近隣住宅の住人が、日常の生活をしています。

2. 福山市週休 2 日適用工事について

（発注者が指定した工事に該当し実施については ⊙印のついたものを適用する）

- ・ 発注者指定型
- ⊙ 受注者希望型

本工事は、持続可能な建設産業の実現に向けた労働環境の改善を目的とする福山市週休 2 日適用工事です。詳細については、別紙（公共建築工事における福山市週休 2 日適用工事の実施について）によるものとします。

3. 留意事項

- ① 工事期間中は第三者の安全確保に細心の注意を払い、必要な対策を講じてください。
- ② 施工前に工事内容、工事期間及び施工業者等を明示したものを近隣住宅へ周知してください。特に、騒音、振動、埃、臭気及び開口部の閉鎖等、日常生活に支障が出る作業は十分な周知を行ってください。
- ③ 工事車両の出入りに際しては、一般車両・歩行者の通行の支障とならないよう、工事用出入口の仮設計画に十分配慮すると共に、工事用出入口から前面道路及び敷地内通路へ泥を持ち出すことのないよう十分留意してください。
- ④ 年末年始期間については、騒音・振動等の住環境改善に努めてください。
- ⑤ 工事に伴う敷地使用は最小限にとどめてください。
- ⑥ 外部足場組立・撤去時は、交通誘導員等を配置し、十分に安全を確保してください。
- ⑦ 既設工作物等に損傷を与えないように対策を講じてください。なお損傷を与えた場合には、監督員に報告するとともに、受注者の責任において速やかに復旧してください。
- ⑧ 実施工程表は契約後 14 日以内に提出してください。その際、工程については監督員と十分に協議してください。また、施工計画書等の承諾は速やかに受けてください。
- ⑨ 本工事は、建設リサイクル法対象工事に該当します。特定建設資材の再資源化に努めるとともに、産業廃棄物は適切に処理してください。
- ⑩ 工事施工上必要な官公署への手続きは、受注者の責任において速やかに行ってください。
- ⑪ 受注者は、地元企業、地場製品の活用に努めてください。

4. 別途工事
なし

公共建築工事における福山市週休2日適用工事の実施について

- 1 本工事は、契約締結後において受注者の希望により行う、週休2日適用工事である。
なお、本適用工事の取組を希望しない受注者は、5～12に規定する義務を負わない。
- 2 本工事において「週休2日」とは、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める条件を満たすものをいう。
 - (1) 完全週休2日(土日) 対象期間の全ての週(原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。)毎に現場閉所又は現場休息(以下「現場閉所等」という。)を原則として土曜日及び日曜日に指定し、1週間に2日以上現場閉所等を行うものをいう。ただし、当該期間に、日数が7日に満たない週を含む場合においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所等を行うことで、1週間に2日以上現場閉所等を行っているものとみなす。
 - (2) 月単位の週休2日 対象期間の全ての月毎に現場閉所等の日数が、4週8休(現場閉所等の割合が28.5%(8日/28日)以上のものをいう。以下同じ。)以上であるものをいう。ただし、当該期間に、暦上の土曜日及び日曜日の現場閉所等では4週8休に満たない月又は日数が28日に満たない月を含む場合においては、当該月の対象期間内の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所等を行うことにより、4週8休以上であるものとみなす。
- 3 本適用工事に係る用語の定義は、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。
 - (2) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
 - (3) 対象期間 工事着手日(準備期間(契約上の工事の始期から現場事務所などの設置、測量、本体工事又は仮設工事のいずれか最も早い日までの期間をいう。))を除く。)から工事の完成日(後片付け期間(契約図書に基づく工事目的物の施工が全て完了し、余剰資材等の撤去、現場の清掃等、工事の完成検査を受けるために必要な作業を行う期間をいう。))を除く。)までの期間をいう。ただし、次の期間は対象期間から除くものとする。
 - ア 年末年始6日間及び夏季休暇3日間
 - イ 工場製作のみが行われている期間
 - ウ 災害時の緊急対応その他受注者の責めによらず、休工又は現場作業を余儀なくされた期間
- 4 受注者は、工事着手までに監督員に対し、週休2日実施の有無及び実施する週休2日の区分について申し出るとともに、実施する場合は、現場閉所(現場休息)計画表兼実績表(以下「計画表」という。)を提出するものとする。
なお、工事着手前に週休2日を実施しない旨を申し出た場合は、工事着手後の週休2日

を実施する旨の申出は受け付けないものとする。

5 受注者は、天候を理由として現場閉所等を行う場合のほか、次に掲げる場合は、監督員との協議により工事着手後であっても週休日を変更することができるものとする。

(1) 品質管理、安全管理等のため作業を継続して行う必要がある場合

(2) その他工程の都合上やむを得ない場合

6 受注者は、当該工事が週休2日適用工事である旨を、施設管理者の承諾を得て所定の様式により公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

7 受注者は、計画表に現場閉所等の状況を記入し、現場閉所等の状況が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等をいう。）とともに毎月7日（7日が閉庁日の場合は翌開庁日）まで及び工事完成後速やかに、工事打合せ簿により監督員に提出し、確認を受けるものとする。

8 週休2日を理由とする工期延長については、認めないものとする。

9 受注者は、週休2日を実施できなくなった場合は、速やかにその旨及び理由を工事打合せ簿により監督員に報告するものとする。

10 経費については、次の各号に掲げる現場閉所等の実績に基づき、当該各号に定める補正係数を用いて労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費とする。）及び現場管理費を補正するものとする。

なお、発注時点では、週休2日の経費を見込んでおらず、現場閉所等の実績に基づき、変更契約を行うものとする。

(1) 完全週休2日（土日）

ア 労務費 1.02

イ 現場管理費 1.01

(2) 月単位の週休2日

労務費 1.02

11 週休2日を達成したときは、工事成績評定表の「工程管理」及び「創意工夫」において評価するものとする。

なお、週休2日を達成できなかった場合であっても、工事成績評定は減点しない。

12 計画表その他の提出資料に虚偽の記載等を行った場合は、指名除外措置の対象となる場合がある。

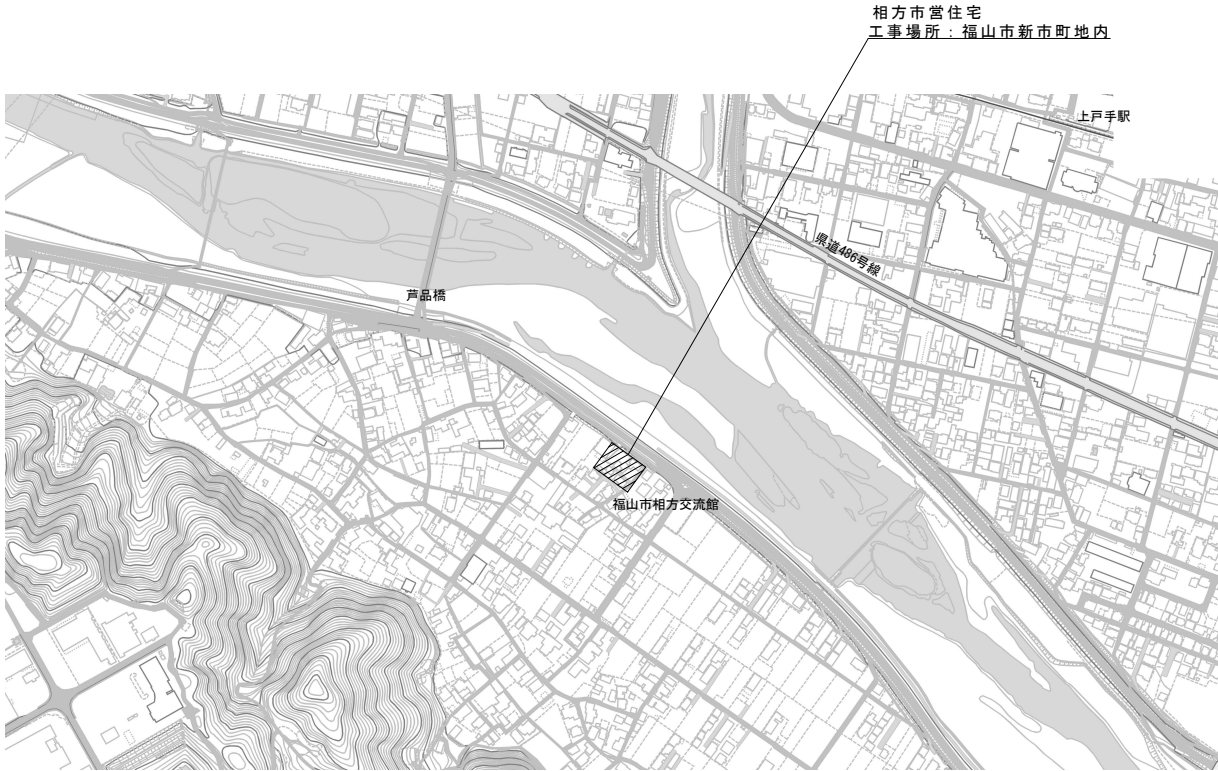
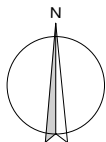
相方市営住宅 1 号棟他解体工事

図 面 リ ス ト	
図面番号	図 名
1	図面リスト
2	解体工事特記仕様書（1）
3	解体工事特記仕様書（2）
4	附近見取図 配置図
5	（1号棟） 外構図 仮設計画図
6	（2号棟・3号棟） 外構図 仮設計画図
7	（1号棟） 平面図 屋根伏図 基礎伏図 仕上表
8	（1号棟） 立面図 断面図 外部仕上表
9	（2号棟） 平面図 屋根伏図 基礎伏図 仕上表
10	（2号棟） 立面図 断面図 外部仕上表
11	（3号棟） 平面図 屋根伏図 基礎伏図 仕上表
12	（3号棟） 立面図 断面図 外部仕上表
13	（ポンプ庫） 外構図 仮設計画図 平面図 立面図 断面図

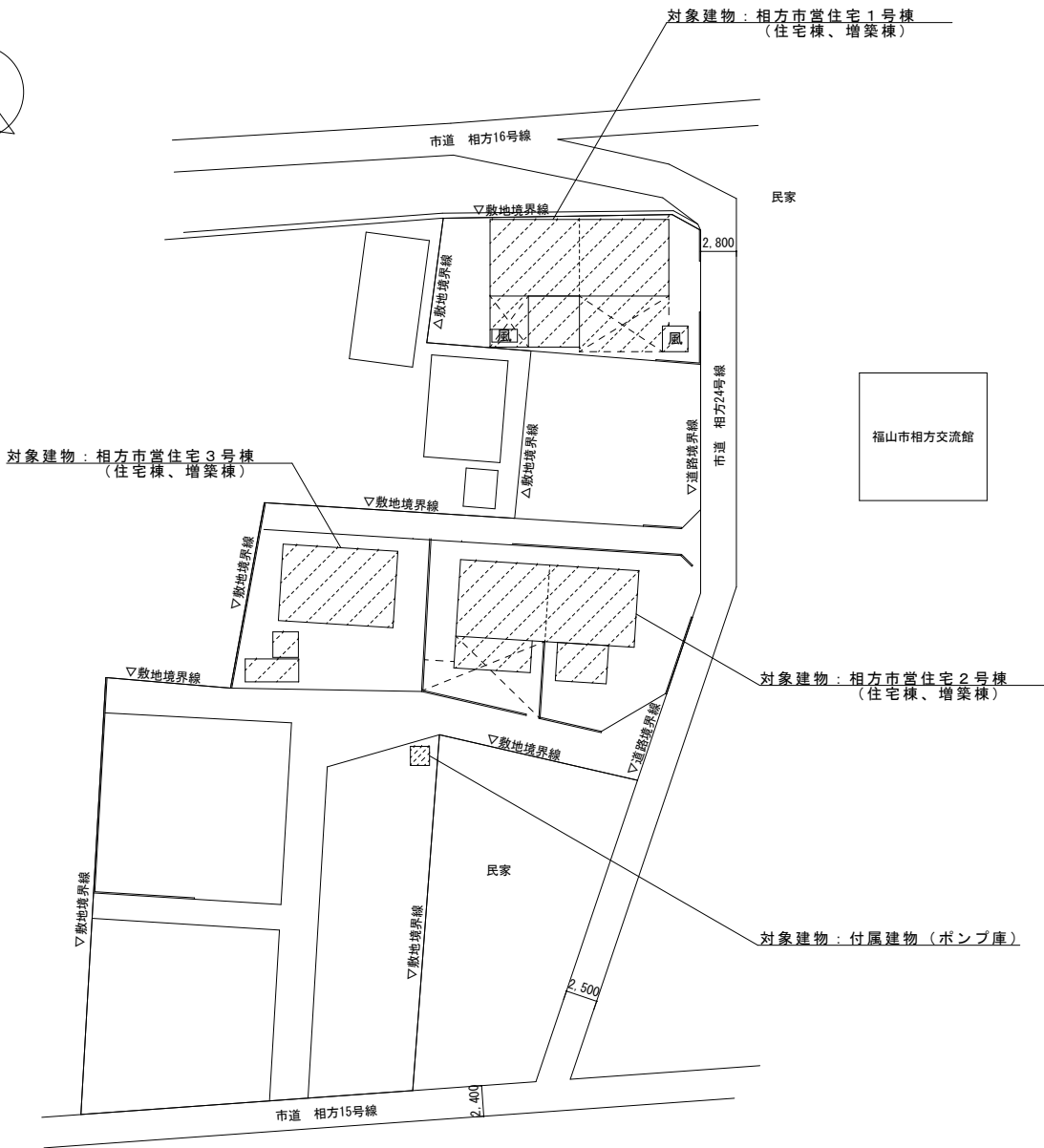
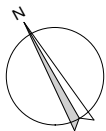
福山市建設局建築部住宅課			発注 2025年 10月		
主務	課員	次長	課長補佐	住宅課長	建築部長

工 事 特 記 仕 様 書		特 記 事 項		特 記 事 項		特 記 事 項	
Ⅰ 工 事 概 要		⑩ 電気保安技術者 (1.3.3～1.3.4)		⑪ 施工条件 (1.3.5)		⑫ 施工中の安全確保 (1.3.6～1.3.8)	
1. 工事名称 相方市営住宅1号棟他解体工事		・適用する		1) 作業時間は、原則午前8時から午後5時までとし、通学時間帯を考慮すること。		1) 労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づく指名	
2. 工事場所 福山市新市町地内		・適用しない		2) 日曜及び祝日に作業を行わないこと。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りではない。		・有り	
3. 敷地面積						○無し	
4. 解体建物概要						⑬ 近隣との折衝 (1.3.6)	
1) 構造・規模						⑭ 発生火の処理 (1.3.10)	
住宅棟（1号棟）木造 平家建 8.2.8.0㎡ 増築棟：木造平家建 3棟 4.3.9.0㎡						⑮ 発生火の処理 (1.3.10)	
住宅棟（2号棟）木造 平家建 8.2.8.0㎡ 増築棟：木造平家建 1棟 1.1.3.0㎡						⑯ 近隣との折衝 (1.3.6)	
住宅棟（3号棟）木造 平家建 4.1.1.0㎡ 増築棟：木造平家建 1棟 1.8.1.0㎡						⑰ 発生火の処理 (1.3.10)	
ポンプ庫 コンクリート造 1棟 平家建 3.6.0㎡						⑱ 近隣との折衝 (1.3.6)	
1.9.5.6年 4月 1日						⑲ 発生火の処理 (1.3.10)	
○耐火						⑳ 近隣との折衝 (1.3.6)	
○その他						㉑ 近隣との折衝 (1.3.6)	
樹木伐採伐根、便橋、土間コンクリート、屋根排水機、アスファルト舗装、側溝蓋撤去						㉒ 近隣との折衝 (1.3.6)	
5. 工事範囲						㉓ 近隣との折衝 (1.3.6)	
6. 別途工事						㉔ 近隣との折衝 (1.3.6)	
※本工事の工期は工事検査期間として14日を含んでいる。 ※本工事は、法定外の労災保険を見込んでいる。						㉕ 近隣との折衝 (1.3.6)	
Ⅱ 建築工事仕様		⑩ 電気保安技術者 (1.3.3～1.3.4)		⑪ 施工条件 (1.3.5)		⑫ 施工中の安全確保 (1.3.6～1.3.8)	
1. 共通仕様		・適用する		1) 作業時間は、原則午前8時から午後5時までとし、通学時間帯を考慮すること。		1) 労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づく指名	
図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、建築物解体工事共通仕様書（解説（令和4年版））（以下、「解体仕様書」という。）による。		・適用しない		2) 日曜及び祝日に作業を行わないこと。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りではない。		・有り	
電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、それぞれ公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。						○無し	
(1) 地元企業及び地場製品の活用						⑬ 近隣との折衝 (1.3.6)	
本工事受注者は、地元企業を、地場製品の積極的な活用に努める。						⑭ 発生火の処理 (1.3.10)	
(2) 疑義に対する協議等						⑮ 発生火の処理 (1.3.10)	
設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合（記載されていない事項等）又は現場の納まり、取り合い等の関係で、設計図書によることが困難もしくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。						⑯ 近隣との折衝 (1.3.6)	
2. 特記仕様						⑰ 発生火の処理 (1.3.10)	
(1) 章、項目は番号に○印のついたものを適用する。						⑱ 近隣との折衝 (1.3.6)	
(2) 特記事項は						⑲ 発生火の処理 (1.3.10)	
○印のついたものは、※印のついたものを適用する。						⑳ 近隣との折衝 (1.3.6)	
○印と※印のついた場合は共に適用する。						㉑ 近隣との折衝 (1.3.6)	
(3) 項目欄に記載の（ ）内番号は共通仕様書の該当項目を示す。						㉒ 近隣との折衝 (1.3.6)	
Ⅲ 建築工事仕様		⑩ 電気保安技術者 (1.3.3～1.3.4)		⑪ 施工条件 (1.3.5)		⑫ 施工中の安全確保 (1.3.6～1.3.8)	
① 適用基準等		・適用する		1) 作業時間は、原則午前8時から午後5時までとし、通学時間帯を考慮すること。		1) 労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づく指名	
※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律		・適用しない		2) 日曜及び祝日に作業を行わないこと。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りではない。		・有り	
※ 建設副産物適正処理推進要綱						○無し	
※ 建設工事公共災害防止対策要綱						⑬ 近隣との折衝 (1.3.6)	
※ 建築工事安全施工技術指針						⑭ 発生火の処理 (1.3.10)	
※ 石綿障害予防規則						⑮ 発生火の処理 (1.3.10)	
※ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）						⑯ 近隣との折衝 (1.3.6)	
※ 建築基準法						⑰ 発生火の処理 (1.3.10)	
※ 環境基本法						⑱ 近隣との折衝 (1.3.6)	
※ 騒音規制法						⑲ 発生火の処理 (1.3.10)	
※ 大気汚染防止法						⑳ 近隣との折衝 (1.3.6)	
※ 土壌汚染対策法						㉑ 近隣との折衝 (1.3.6)	
※ 資源の有効な利用の促進に関する法律						㉒ 近隣との折衝 (1.3.6)	
※ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）						㉓ 近隣との折衝 (1.3.6)	
※ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）						㉔ 近隣との折衝 (1.3.6)	
② 監理（主任）技術者						㉕ 近隣との折衝 (1.3.6)	
受注者は、監理技術者及び主任技術者を建設業法により定め、工事現場内において工事名、工期、写真、所属会社名及び証明印の入った名札を着用する。						㉖ 近隣との折衝 (1.3.6)	
③ 官公署手続き等 (1.1.1.3)						㉗ 近隣との折衝 (1.3.6)	
工事の着手、施工、完成に当たり、関係機関への必要な手続き等を遅延なく行うこと。また、これらの手続き等を行うに当たっては、届出内容についてあらかじめ監督員に報告すること。なお、手続き等に要する費用は受注者の負担とする。						㉘ 近隣との折衝 (1.3.6)	
④ 工事実績情報の登録 (1.1.4)						㉙ 近隣との折衝 (1.3.6)	
受注者は、公表に従い、工事実績情報を登録する。						㉚ 近隣との折衝 (1.3.6)	
※ 登録内容について、あらかじめ監督員の承諾を受けたのちに、公表の期間内に登録申請を行う。ただし、期間には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除く。						㉛ 近隣との折衝 (1.3.6)	
請負金額 工事受注時 登録内容の変更時 工事完成時 500万円以上 契約後10日以内 変更契約後10日以内 工事完成後10日以内						㉜ 近隣との折衝 (1.3.6)	
なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。（登録要）変更登録は、工期、技術者等に変更が生じた場合に行う（							

特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項		特記事項			
------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	--	--



附近見取図 S=Non Scale



配置図 S=Non Scale

建築物の概要（住宅棟）

名 称	相方市営住宅 1号棟
新築工事の着工日	1956年4月1日
住 所	福山市新市町大字相方 4 1 7
耐 火 種 別	・耐火 ・準耐火 ○その他
構 造	○木造 ・RC造 ・S造 ・その他
延 べ 面 積	82 m ² （整数部分のみ）
階 数	地上 1階 地下 階
解体等の作業の対象となる床面積の合計	82 m ² （整数部分のみ）

建築物の概要（住宅棟）

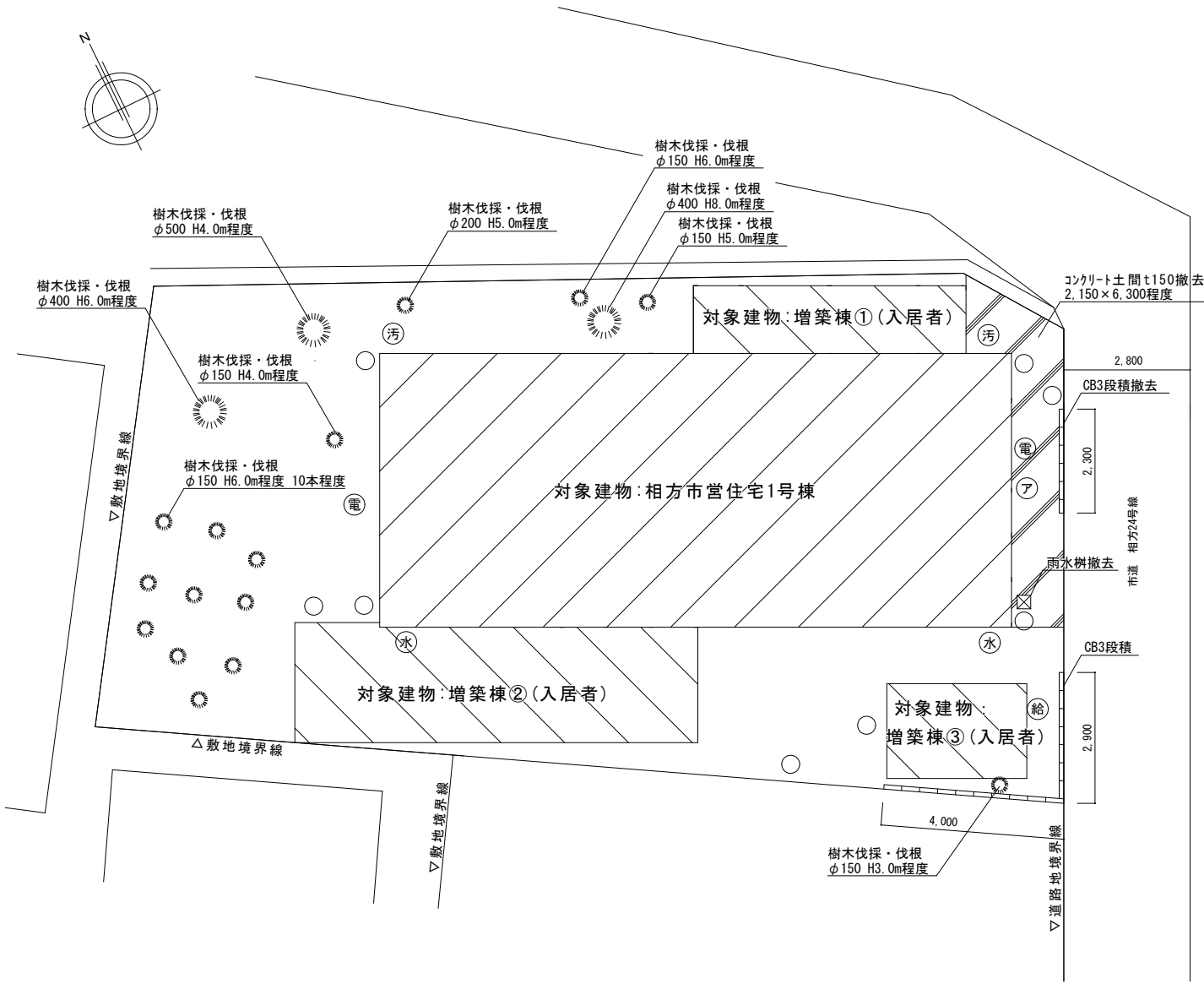
名 称	相方市営住宅 2号棟
新築工事の着工日	1956年4月1日
住 所	福山市新市町大字相方 4 1 7
耐 火 種 別	・耐火 ・準耐火 ○その他
構 造	○木造 ・RC造 ・S造 ・その他
延 べ 面 積	82 m ² （整数部分のみ）
階 数	地上 1階 地下 階
解体等の作業の対象となる床面積の合計	82 m ² （整数部分のみ）

建築物の概要（住宅棟）

名 称	相方市営住宅 3号棟
新築工事の着工日	1956年4月1日
住 所	福山市新市町大字相方 4 1 7
耐 火 種 別	・耐火 ・準耐火 ○その他
構 造	○木造 ・RC造 ・S造 ・その他
延 べ 面 積	41 m ² （整数部分のみ）
階 数	地上 1階 地下 階
解体等の作業の対象となる床面積の合計	41 m ² （整数部分のみ）

建築物の概要（付属建物）

名 称	相方市営住宅ポンプ庫
新築工事の着工日	1956年4月1日
住 所	福山市新市町大字相方 4 1 7
耐 火 種 別	・耐火 ・準耐火 ○その他
構 造	・木造 ・RC造 ・S造 ○その他
延 べ 面 積	3 m ² （整数部分のみ）
階 数	地上 1階 地下 階
解体等の作業の対象となる床面積の合計	3 m ² （整数部分のみ）



外構図 S=1/100

凡例（外構図）

水	水道ポンプ	樹木
電	電気メーター	架空線
ガ	ガスメーター	縦樋φ75（住宅棟：4本） （増築棟：4本）
給	ガス給湯器	
汚	便槽・臭突管	
ア	アンテナ（2箇所）	

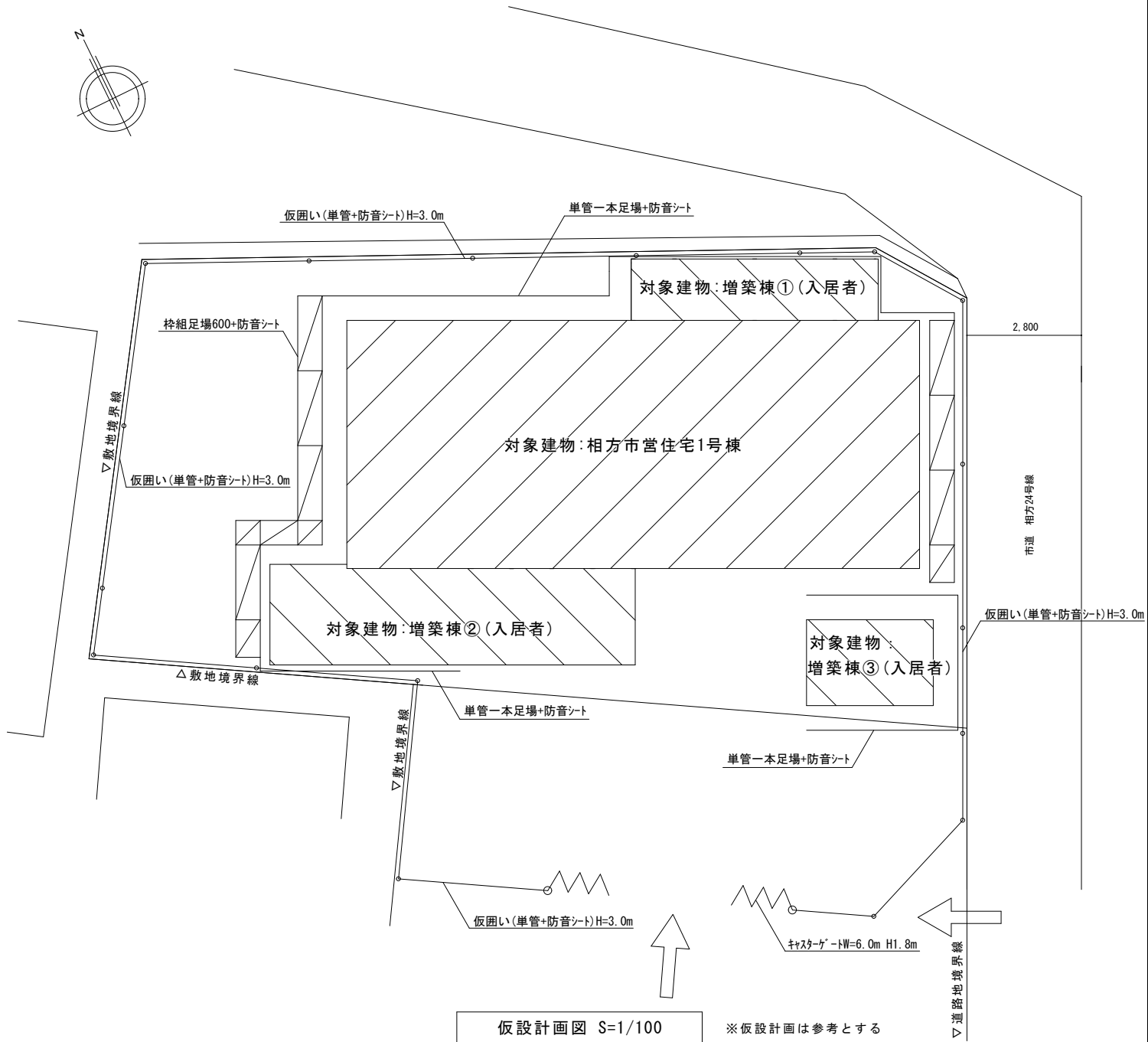
屋外撤去物

雨水枡	全て撤去・処分
便槽	全て撤去・処分
雨水排水管	全て撤去・処分
給水管	全て撤去・処分
ガス管	全て撤去・処分
残置物（各種）	全て撤去・処分
C B	全て撤去・処分
アンテナ	全て撤去・処分
コンクリート土間	全て撤去・処分

- ・電気設備、機械設備は全て撤去・処分する
- ・既設取合のある配管は切断の上フランジ止めする
- ・敷地内の樹木、草花、雑草等も全て撤去・処分する
- ・敷地周辺の水路、排水溝に放流している配管を撤去した開口部はモルタル等で補修する
- ・工事用車両により全面道路に泥を持ち出さないよう対策を講ずる
- ・敷地内の特記なき物は全て撤去する
- ・解体後の整地範囲は、工事敷地境界線及び整地ライン内を敷均し締固め後真砂土（厚み50程度）敷きとする。

凡例（仮設計画図）

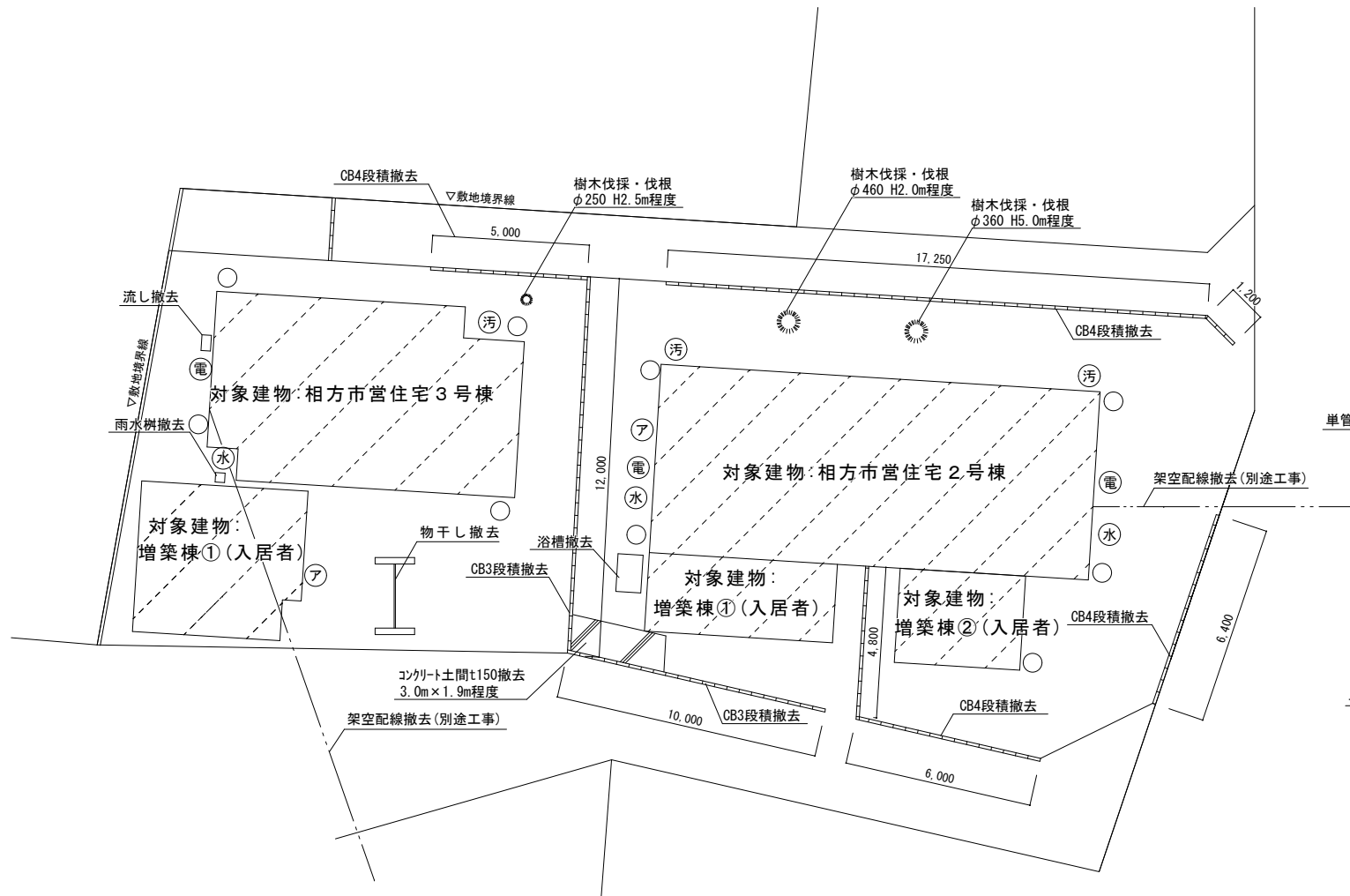
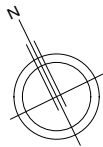
→	工事車両進入路
○—○	仮囲い(単管+防音シート) H=3.0m
〰〰〰	キャストゲート W=6.0m H=1.8m



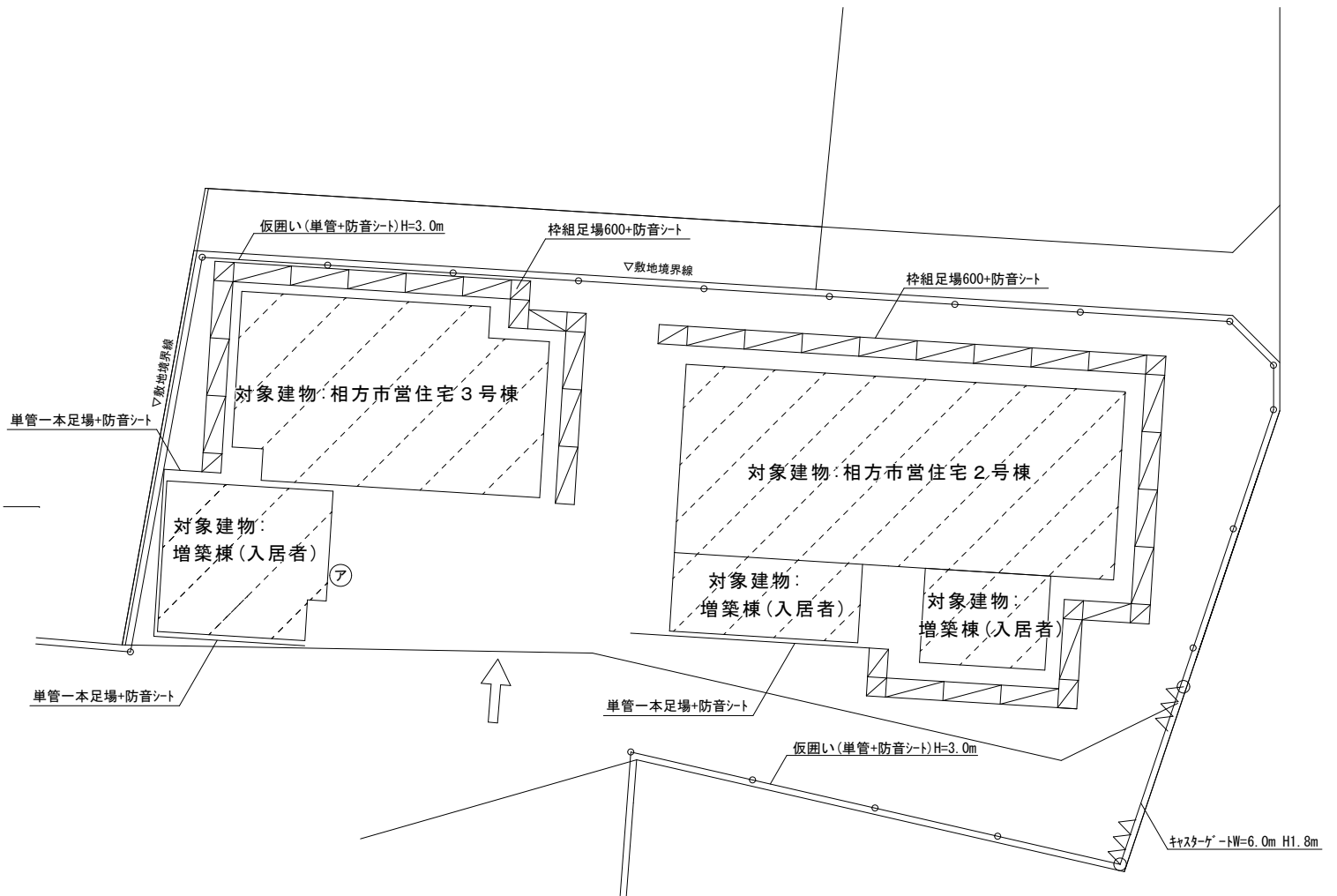
仮設計画図 S=1/100

※仮設計画は参考とする





外構図 S=1/150



仮設計画図 S=1/150

※仮設計画は参考とする

凡例（外構図）

水	水道ポンプ	樹木（Φ=300以下）
電	電気メーター	架空線
ガ	ガスメーター	縦樋φ75（住宅棟：8本 増築棟：1本）
給	ガス給湯器	
汚	便槽・臭突管	
ア	アンテナ	

屋外撤去物

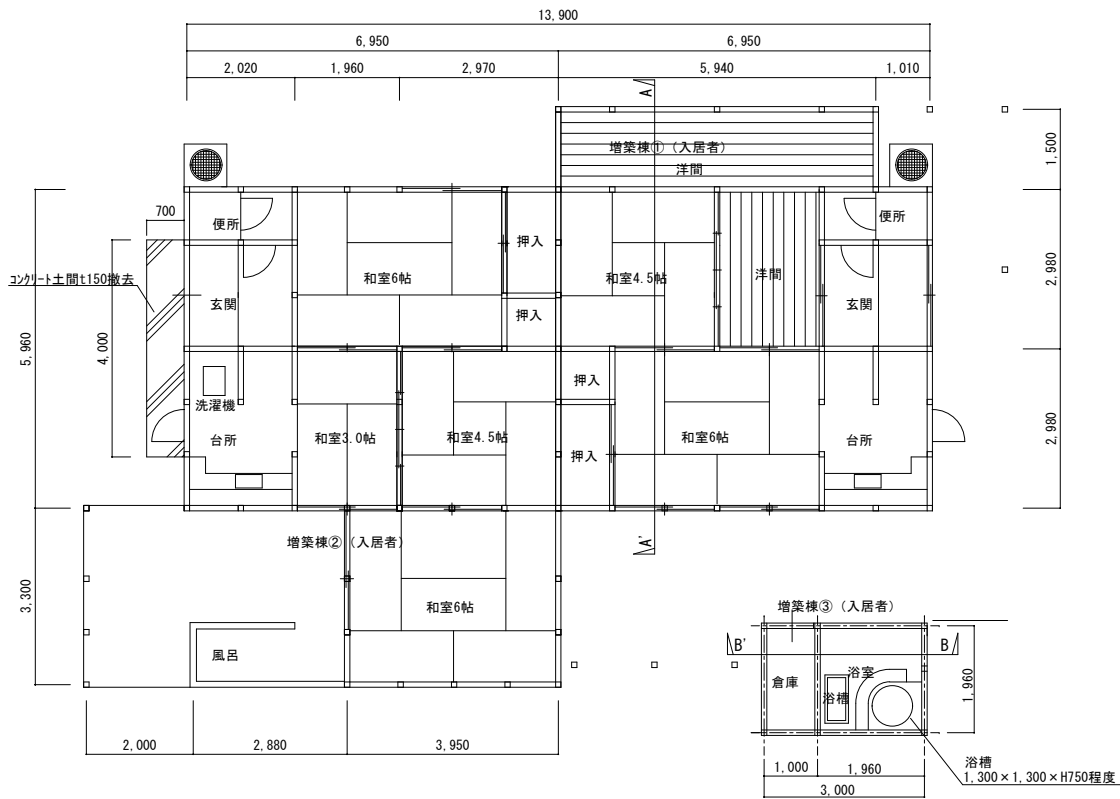
雨水枡	全て撤去・処分
便槽	全て撤去・処分
雨水排水管	全て撤去・処分
給水管	全て撤去・処分
ガス管	全て撤去・処分
残置物（各種）	全て撤去・処分
C B	全て撤去・処分
アンテナ	全て撤去・処分
コンクリート土間	全て撤去・処分

- ・電気設備、機械設備は全て撤去・処分する
- ・既設取合のある配管は切断の上フランジ止めする
- ・敷地内の樹木、草花、雑草等も全て撤去・処分する
- ・敷地周辺の水路、排水溝に放流している配管を撤去した開口部はモルタル等で補修する
- ・工事用車両により全面道路に泥を持ち出さないよう対策を講ずる
- ・敷地内の特記なき物は全て撤去する
- ・解体後の整地範囲は、工事敷地境界線及び整地ライン内を敷均し締固め後真砂土（厚み50程度）敷きとする。

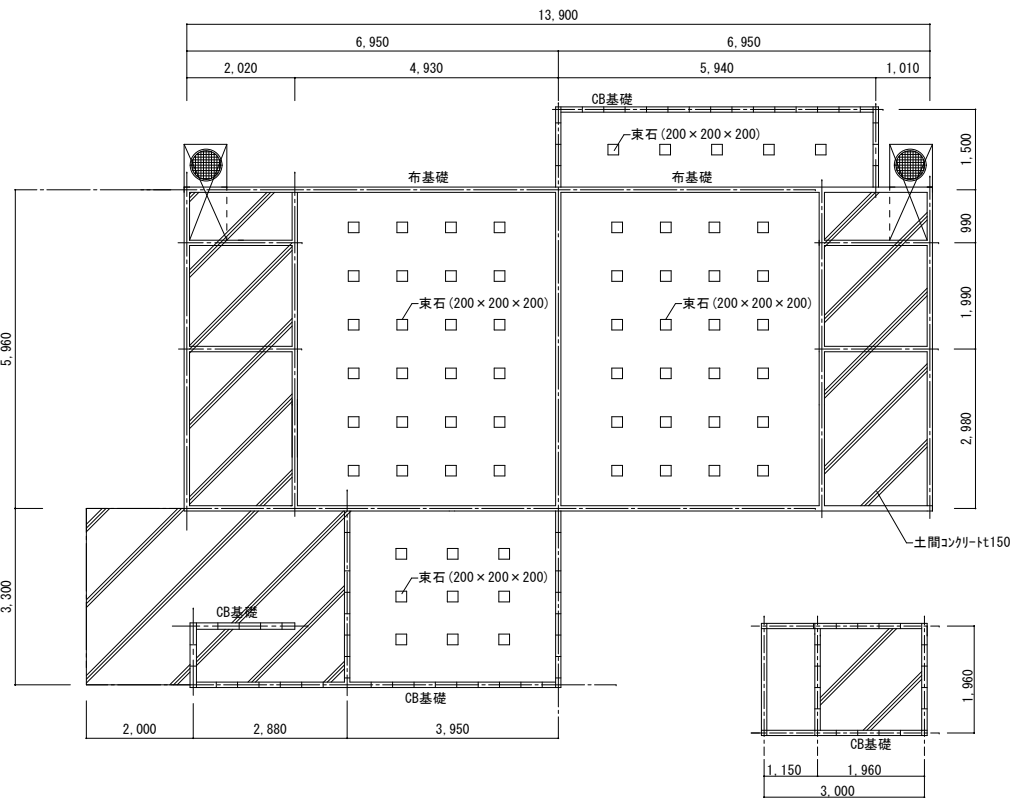
凡例（仮設計画図）

→	工事車両進入路
○—○	仮囲い(単管+防音シート) H=3.0m
〰〰〰	キャストターゲット W=6.0m H=1.8m

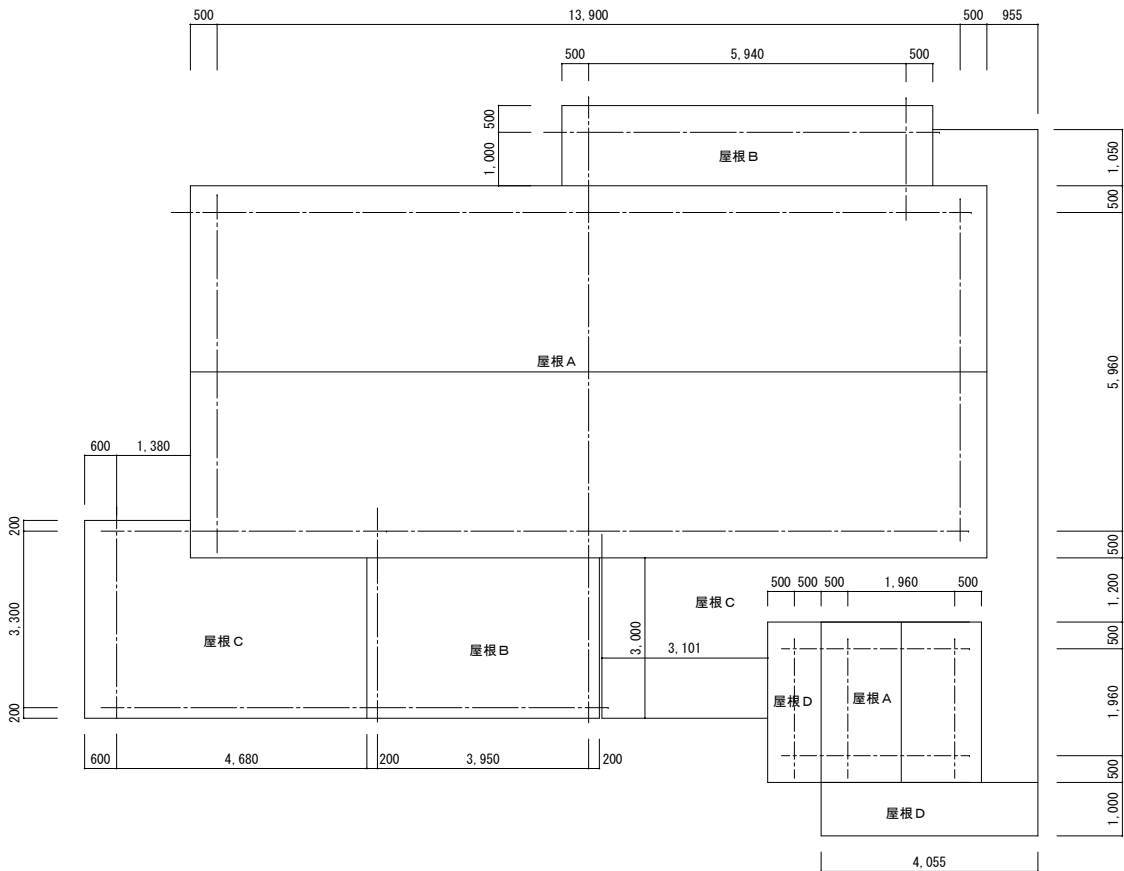
1号棟



平面図 S=1/100



基礎伏図 S=1/100



屋根伏図 S=1/100

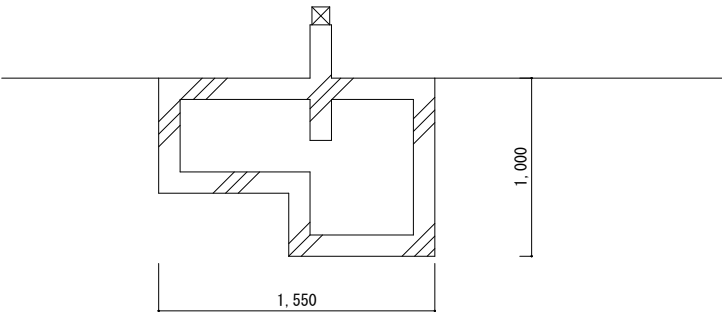
内部仕上表

室名	床	壁	天井
玄関・土間	土間コンクリート	しっくい塗・綿壁	板天井
台所	縁甲板	しっくい塗・綿壁	板天井
便所	土間コンクリート	しっくい塗・綿壁	板天井
和室6帖	畳	しっくい塗・綿壁	板天井
和室4.5帖	畳	しっくい塗・綿壁	板天井
和室3.0帖	畳	しっくい塗・綿壁	板天井
洋間	縁甲板	しっくい塗・綿壁	板天井
増築棟①	縁甲板・畳	板張り	板天井
増築棟②	畳・土間コンクリート	綿壁	板天井
増築棟③	土間コンクリート	しっくい塗	野地板現し

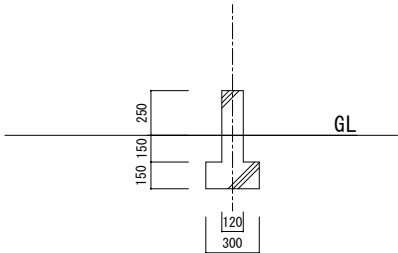
外部仕上表

外壁	a. 板張り b. しっくい塗り c. モルタルロック積みモルタル仕上げ d. 波板モルタルネット e. 巾木モルタル塗り f. 土壁 g. ケイ酸カルシウム板 ※3 h. トタン波板
軒裏	現し
屋根A	セメント瓦葺き ※1
屋根B	スレート葺き ※2
屋根C	波板モルタルネット
屋根D	トタン波板
軒樋	塩ビ75φ半円
竖樋	塩ビ75φ

※1、2、3 アスベストみなし含有建材
※臭突管 アスベストみなし含有建材



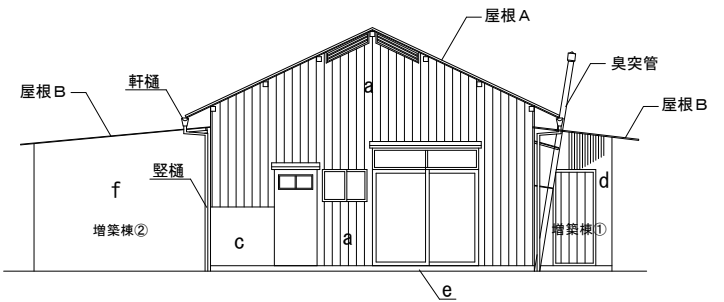
便槽断面図 S=1/30



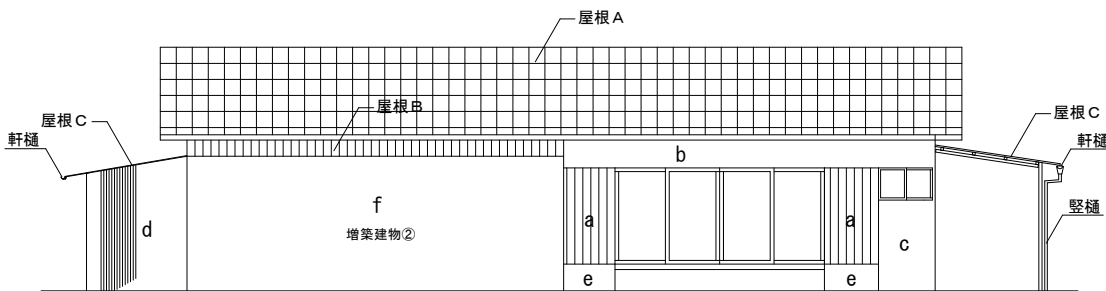
基礎詳細図 S=1/30

1号棟

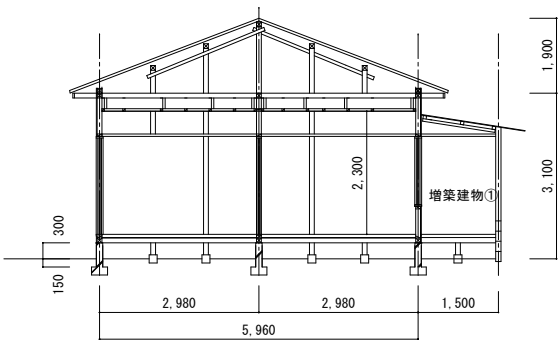
住宅棟



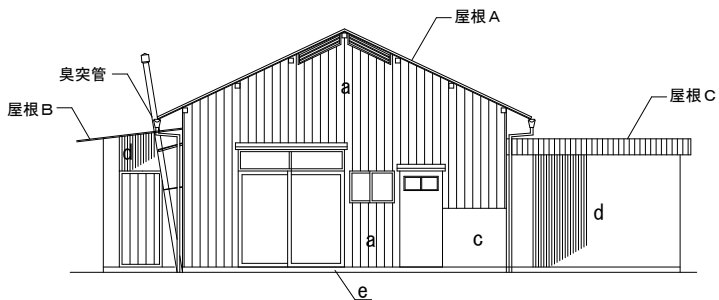
東立面図 S=1/100



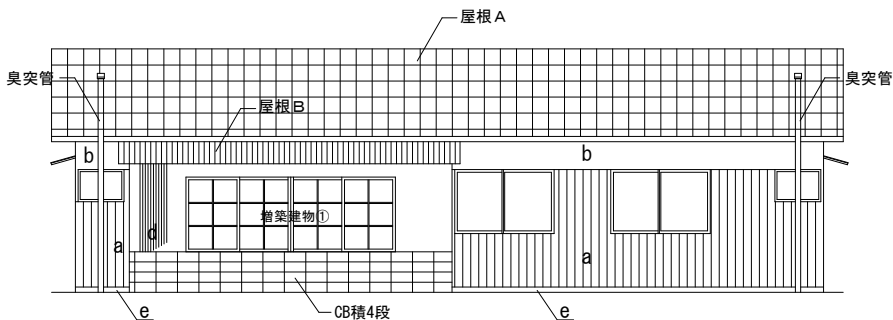
南立面図 S=1/100



A-A' 断面図 S=1/100



西立面図 S=1/100



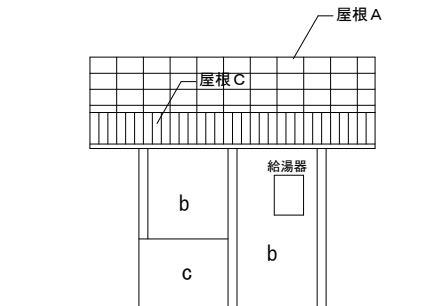
北立面図 S=1/100

外部仕上表

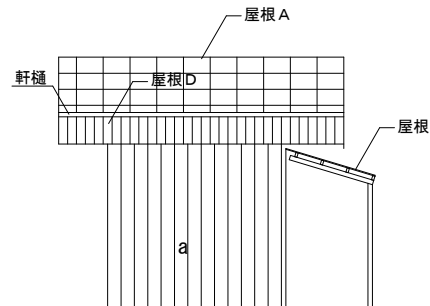
外 壁	a. 板張り b. しっくい塗り c. 珪藻土 ロック積みモルタル仕上 d. 波板 8' リーグ ネット e. 巾木モルタル塗り f. 土壁 g. グレイ 酸カルシウム板 ※3 h. トタン波板
軒 裏	現し
屋根 A	セメント瓦葺き ※1
屋根 B	スレート葺き ※2
屋根 C	波板 8' リーグ ネット
屋根 D	トタン波板
軒 樋	塩ビ75φ半円
竖 樋	塩ビ75φ

※1, 2, 3 アスベストみなし含有建材
※臭突管 アスベストみなし含有建材

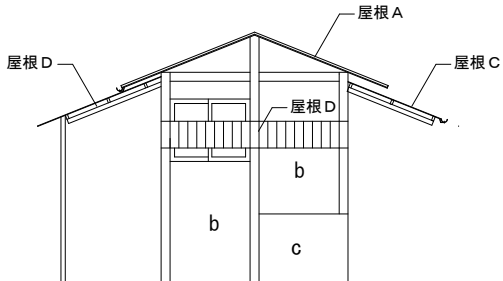
増築棟③



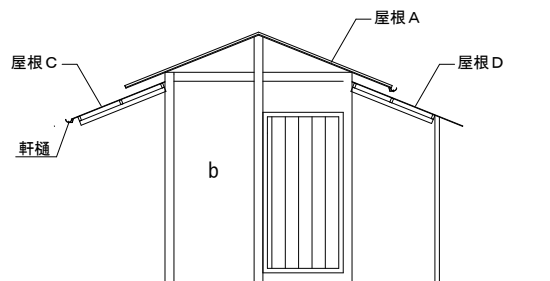
東立面図 S=1/60



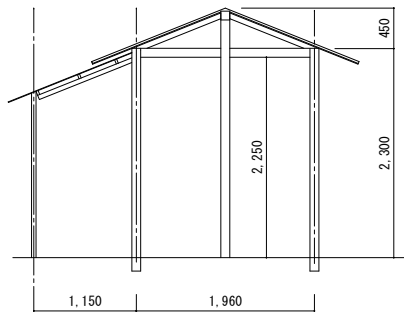
西立面図 S=1/60



南立面図 S=1/60

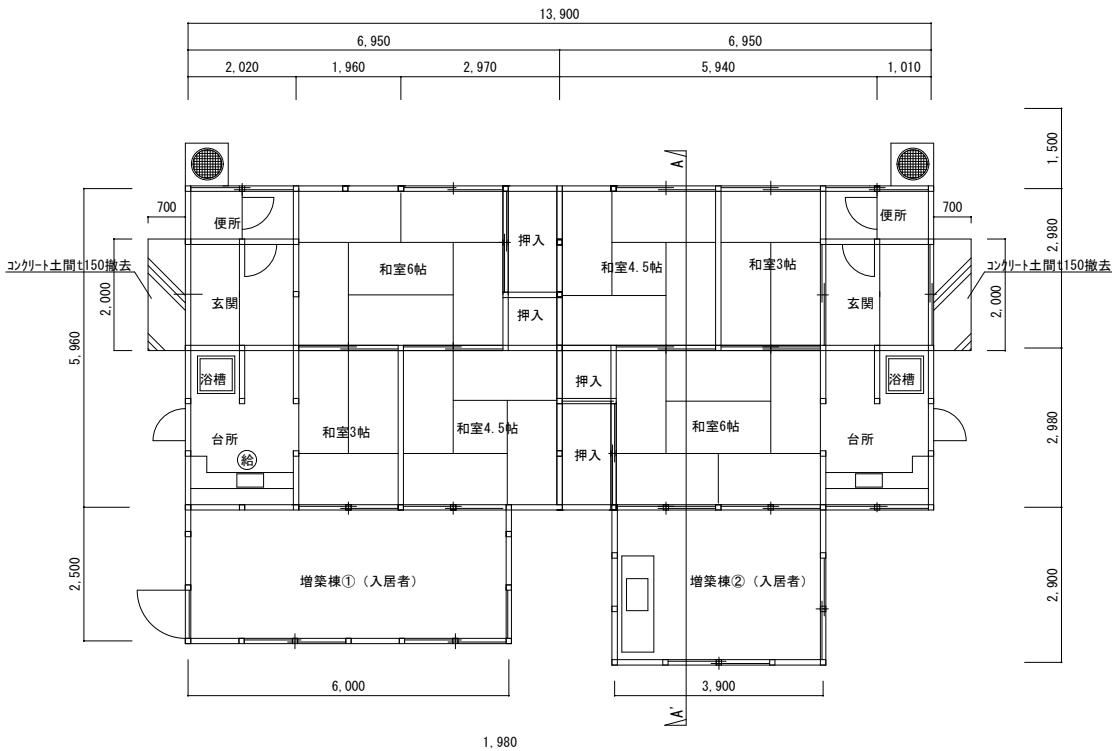


北立面図 S=1/60

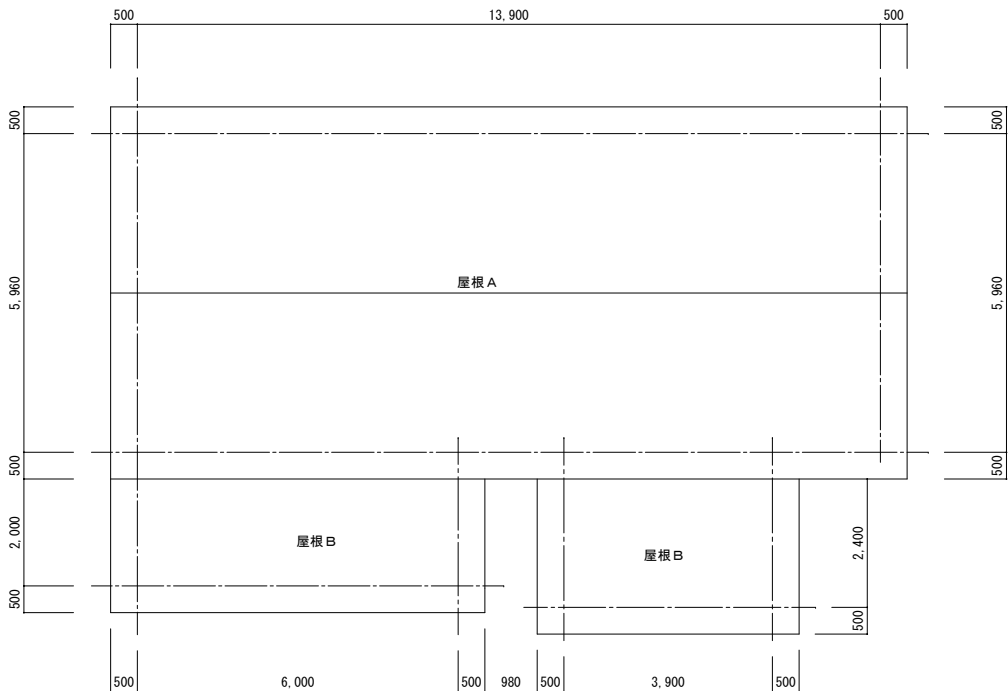


B-B' 断面図 S=1/60

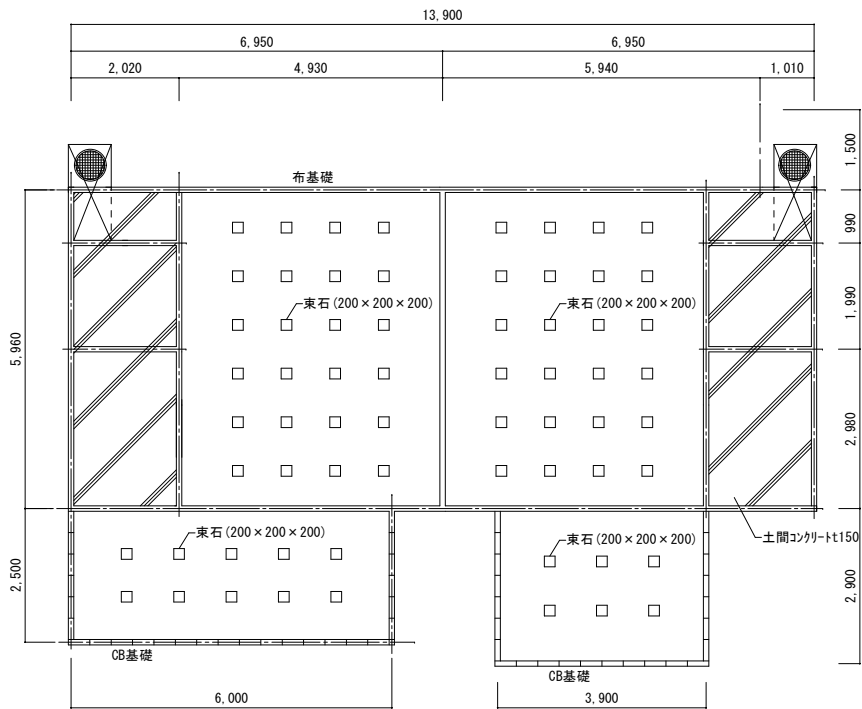
2号棟



平面図 S=1/100



屋根伏図 S=1/100



基礎伏図 S=1/100

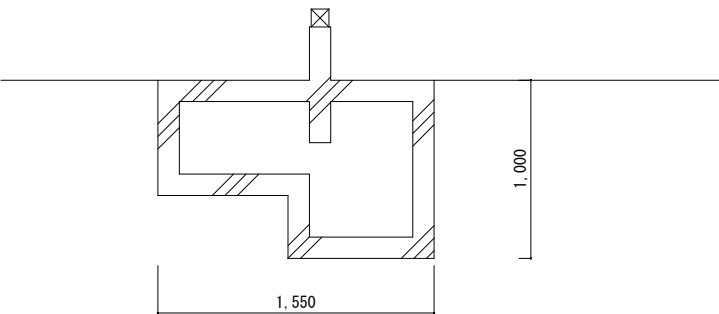
外部仕上表

外 壁	a. 板張り b. しっくい塗り c. 波板®'リカ®'ネット d. 波板®'リカ®'ネット e. 巾木®'塗り f. 土壁 g. ケイ酸カルシウム板 ※3 h. トタン波板
軒 裏	現し
屋根A	セメント瓦葺き ※1
屋根B	スレート葺き ※2
屋根C	波板®'リカ®'ネット
屋根D	トタン波板
軒 樋	塩ビ75φ半円
縦 樋	塩ビ75φ

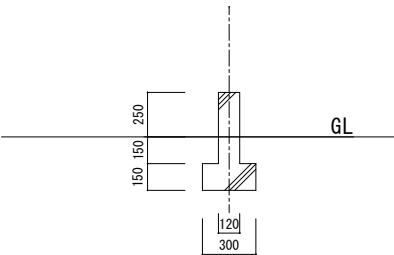
※1. 2. 3 アスベストみなし含有建材
※臭突管 アスベストみなし含有建材

内部仕上表

室 名	床	壁	天井
玄関・土間	土間コンクリート	しっくい塗、綿壁	板天井
台 所	緑甲板	しっくい塗、綿壁	板天井
便 所	土間コンクリート	しっくい塗、綿壁	板天井
和室6帖	畳	しっくい塗、綿壁	板天井
和室4.5帖	畳	しっくい塗、綿壁	板天井
和室3.0帖	畳	しっくい塗、綿壁	板天井
増築棟①	合板t15	合板t15	板天井
増築棟②	緑甲板	化粧合板	化粧合板

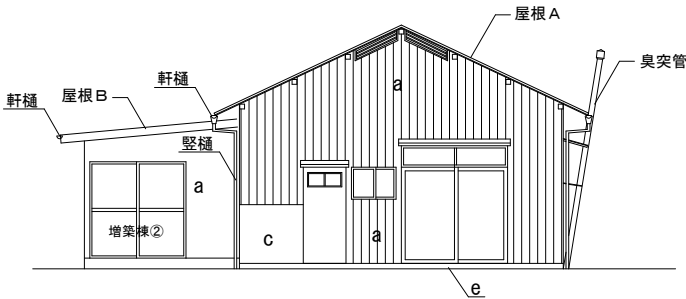


便槽断面図 S=1/30

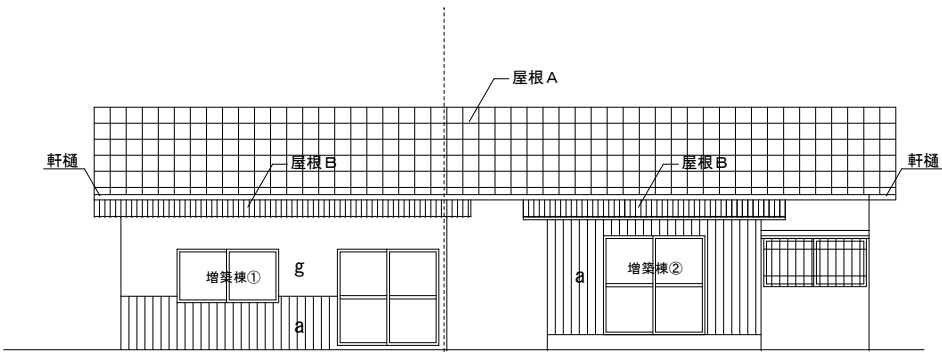


基礎詳細図 S=1/30

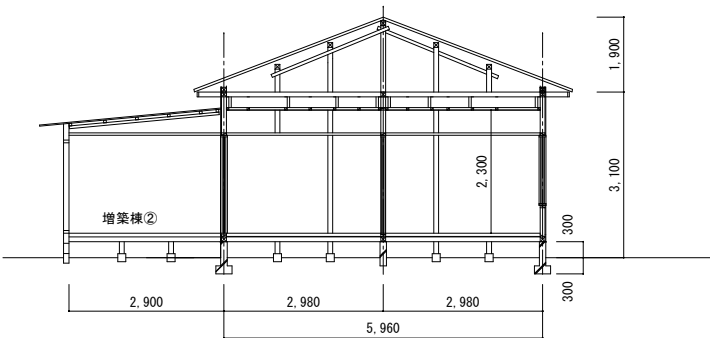
2号棟



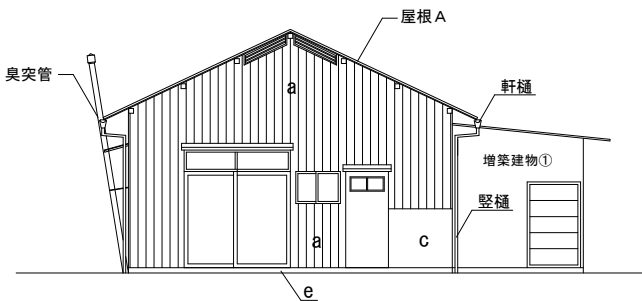
東立面図 S=1/100



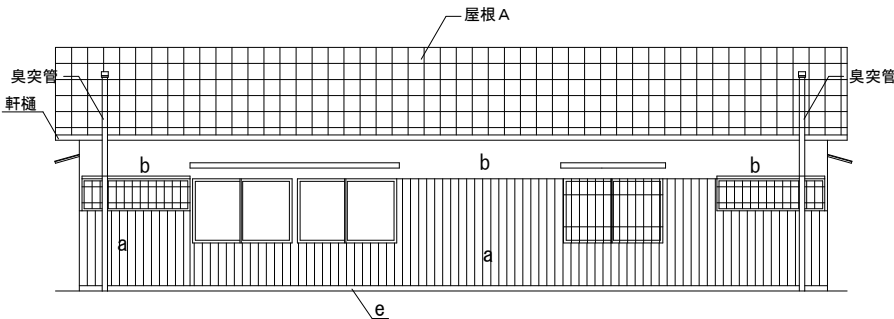
南立面図 S=1/100



A-A' 断面図 S=1/100



西立面図 S=1/100



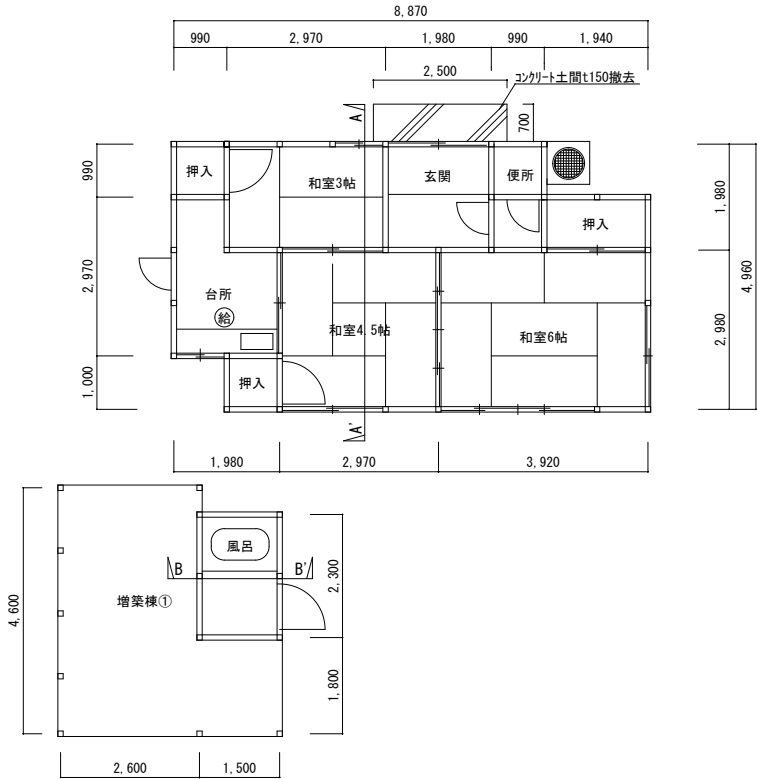
北立面図 S=1/100

外部仕上表

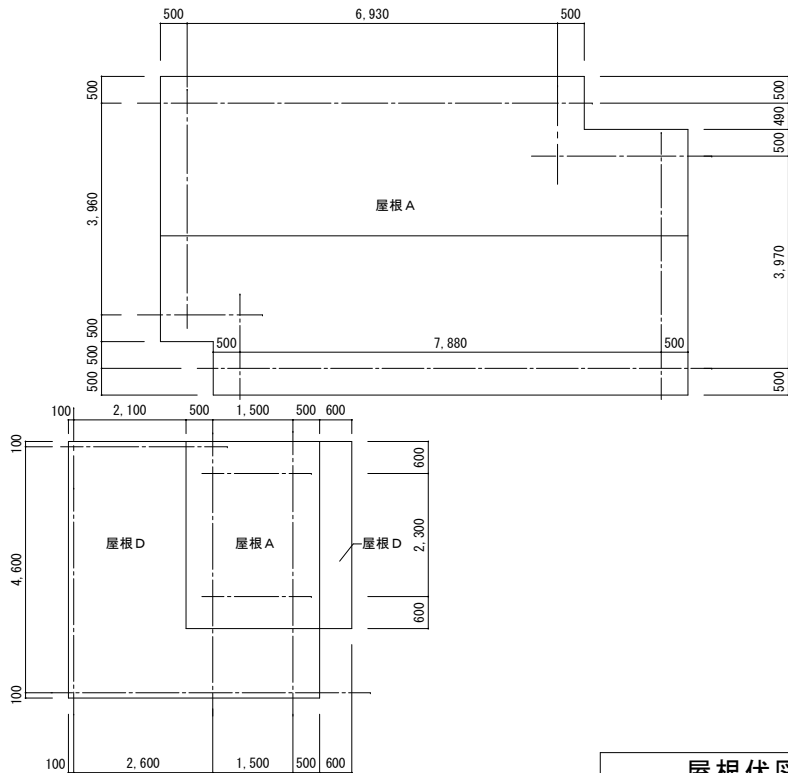
外 壁	a. 板張り b. しっくい塗り c. モルタル ロック積みモルタル仕上 d. 波板 リーガルネット e. 巾木モルタル塗り f. 土壁 g. ケイ酸カルシウム板 ※3 h. トタン波板
軒 裏	現し
屋根 A	セメント瓦葺き ※1
屋根 B	スレート葺き ※2
屋根 C	波板 リーガルネット
屋根 D	トタン波板
軒 樋	塩ビ75φ半円
縦 樋	塩ビ75φ

※1, 2, 3 アスベストみなし含有建材
※臭突管 アスベストみなし含有建材

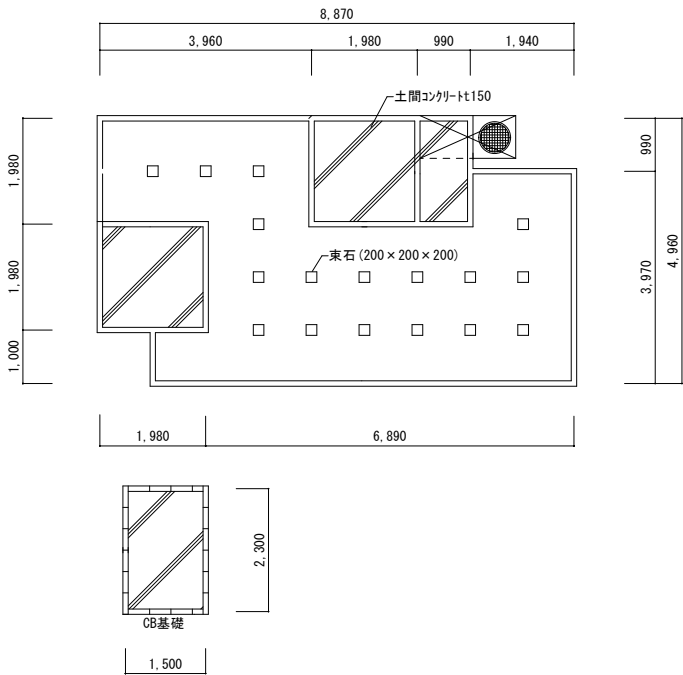
3号棟



平面図 S=1/100



屋根伏図 S=1/100



基礎伏図 S=1/100

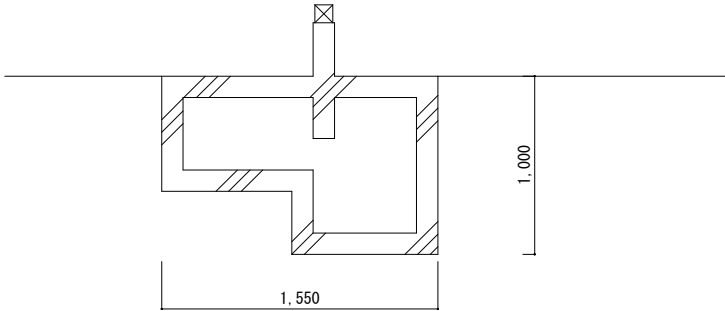
内部仕上表

室名	床	壁	天井
玄関・土間	土間コンクリート	しっくい塗	板天井
台所・廊下	縁甲板	しっくい塗	板天井
便所	土間コンクリート	しっくい塗	板天井
和室6帖	畳	しっくい塗	板天井
和室4.5帖	畳	しっくい塗	板天井
和室3帖	畳	しっくい塗	板天井
増築棟①	土間コンクリート	モルタル塗	モルタル塗り

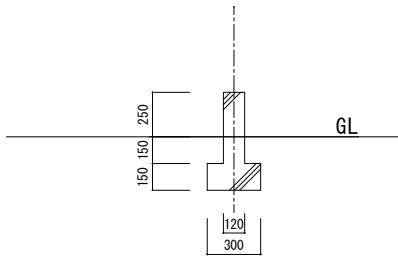
外部仕上表

外壁	a. 板張り b. しっくい塗り c. モルタル珪藻土仕上げ d. 波板リカバネ e. 巾木張り f. 土壁 g. ケイ酸カルシウム板 ※3 h. トタン波板
軒裏	現し
屋根A	セメント瓦葺き ※1
屋根B	スレート葺き ※2
屋根C	波板リカバネ
屋根D	トタン波板
軒樋	塩ビ75φ半円
壁樋	塩ビ75φ

※1, 2, 3 アスベストみなし含有建材
※奥突管 アスベストみなし含有建材



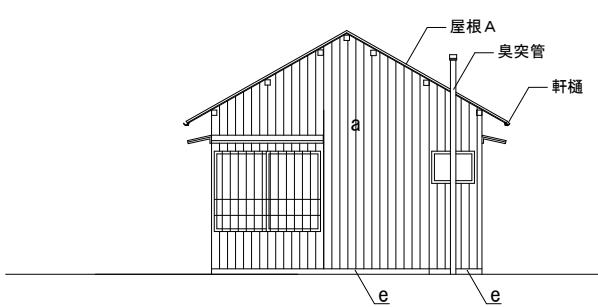
便槽断面図 S=1/30



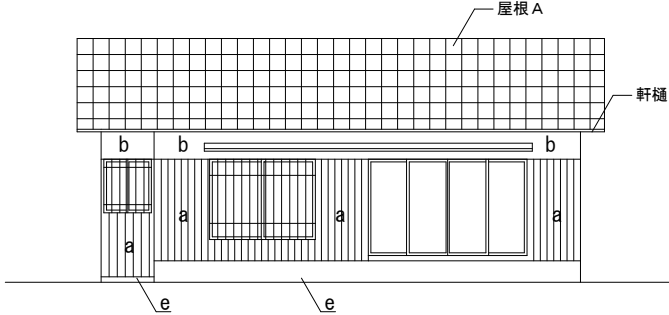
基礎詳細図 S=1/30

3号棟

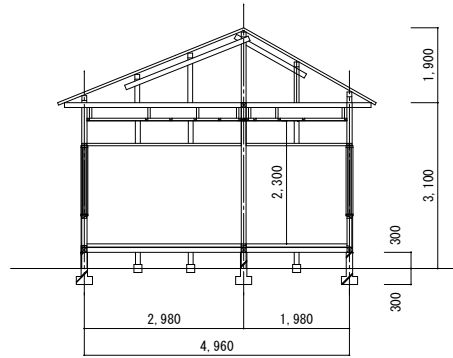
住宅棟



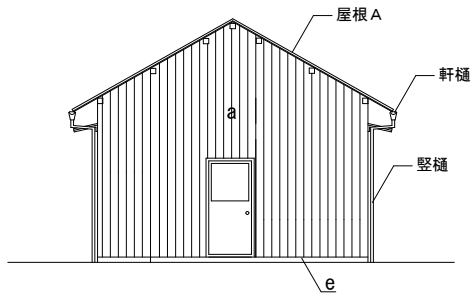
西立面図 S=1/100



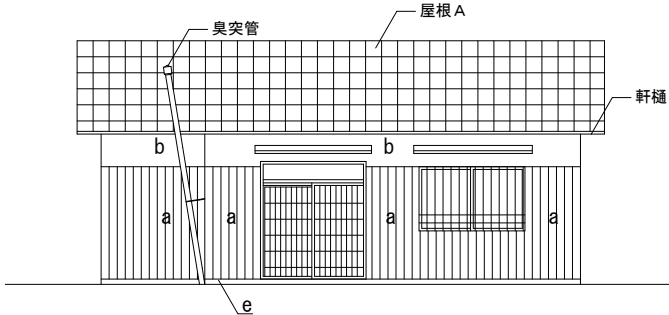
南立面図 S=1/100



A-A'断面図 S=1/100



東立面図 S=1/100

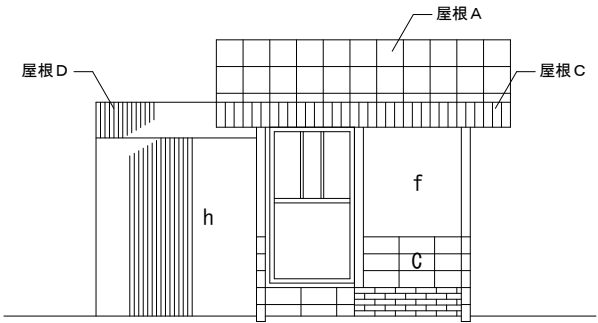


北立面図 S=1/100

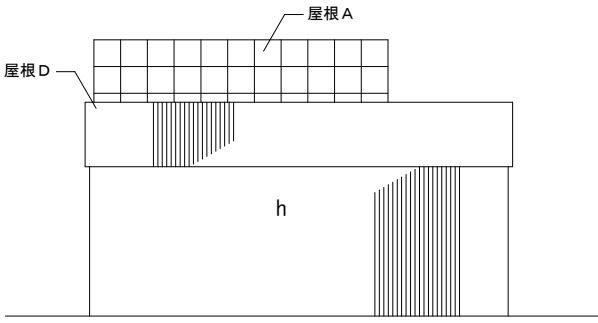
外部仕上表	
外 壁	a. 板張り b. しっくい塗り c. もみ殻珪藻土 d. 波板 e. リーディングネット f. 土壁 g. ケイ酸カルシウム板 ※3 h. トタン波板
軒 裏	現し
屋根A	セメント瓦葺き ※1
屋根B	スレート葺き ※2
屋根C	波板 リーディングネット
屋根D	トタン波板
軒 樋	塩ビ75φ半円
縦 樋	塩ビ75φ

※1、2、3 アスベストみなし含有建材
※臭突管 アスベストみなし含有建材

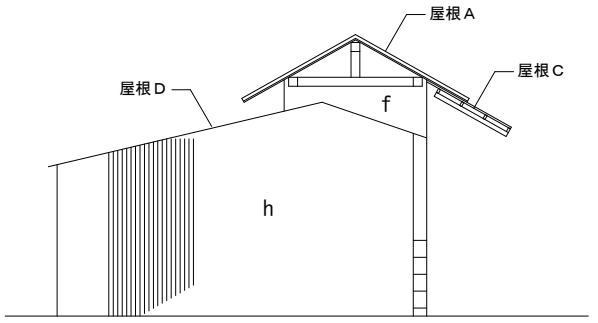
増築棟①



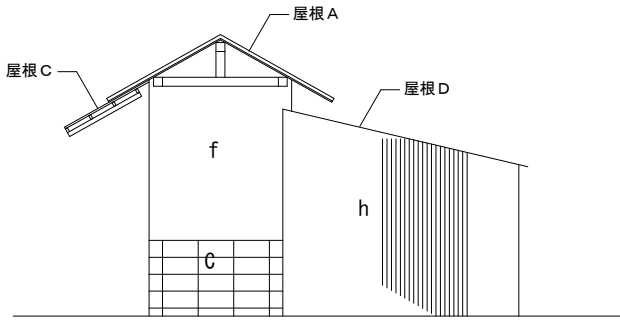
西立面図 S=1/60



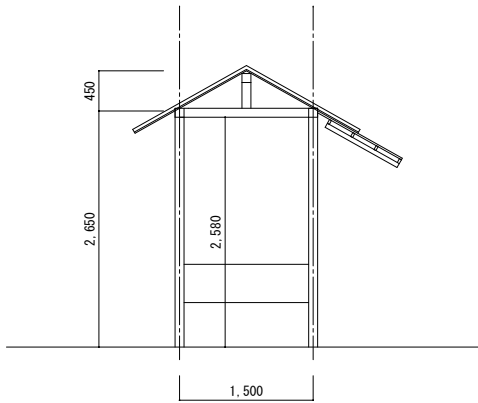
東立面図 S=1/60



南立面図 S=1/60

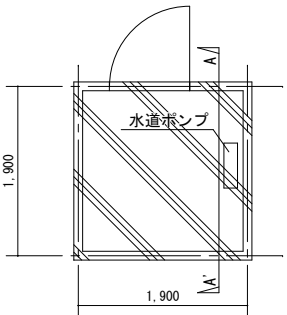


北立面図 S=1/60

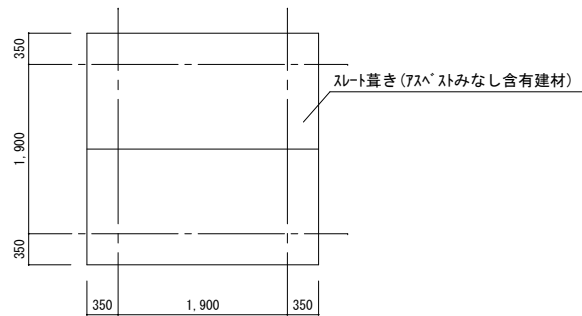


B-B'断面図 S=1/100

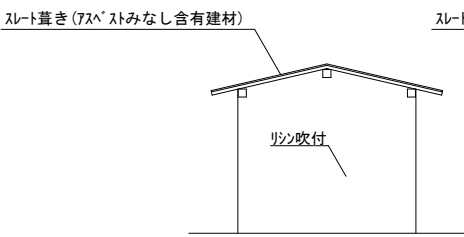
ポンプ庫



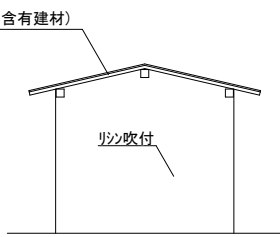
平面図 S=1/60



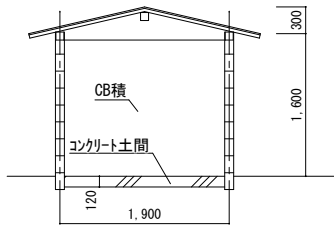
屋根伏図 S=1/60



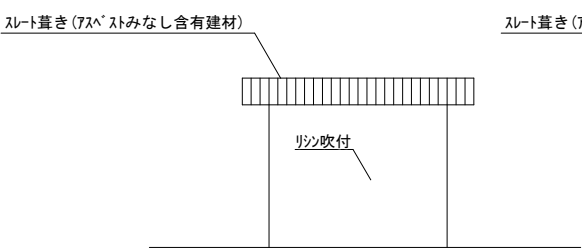
西立面図 S=1/60



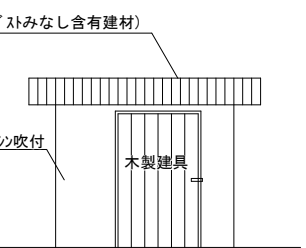
東立面図 S=1/60



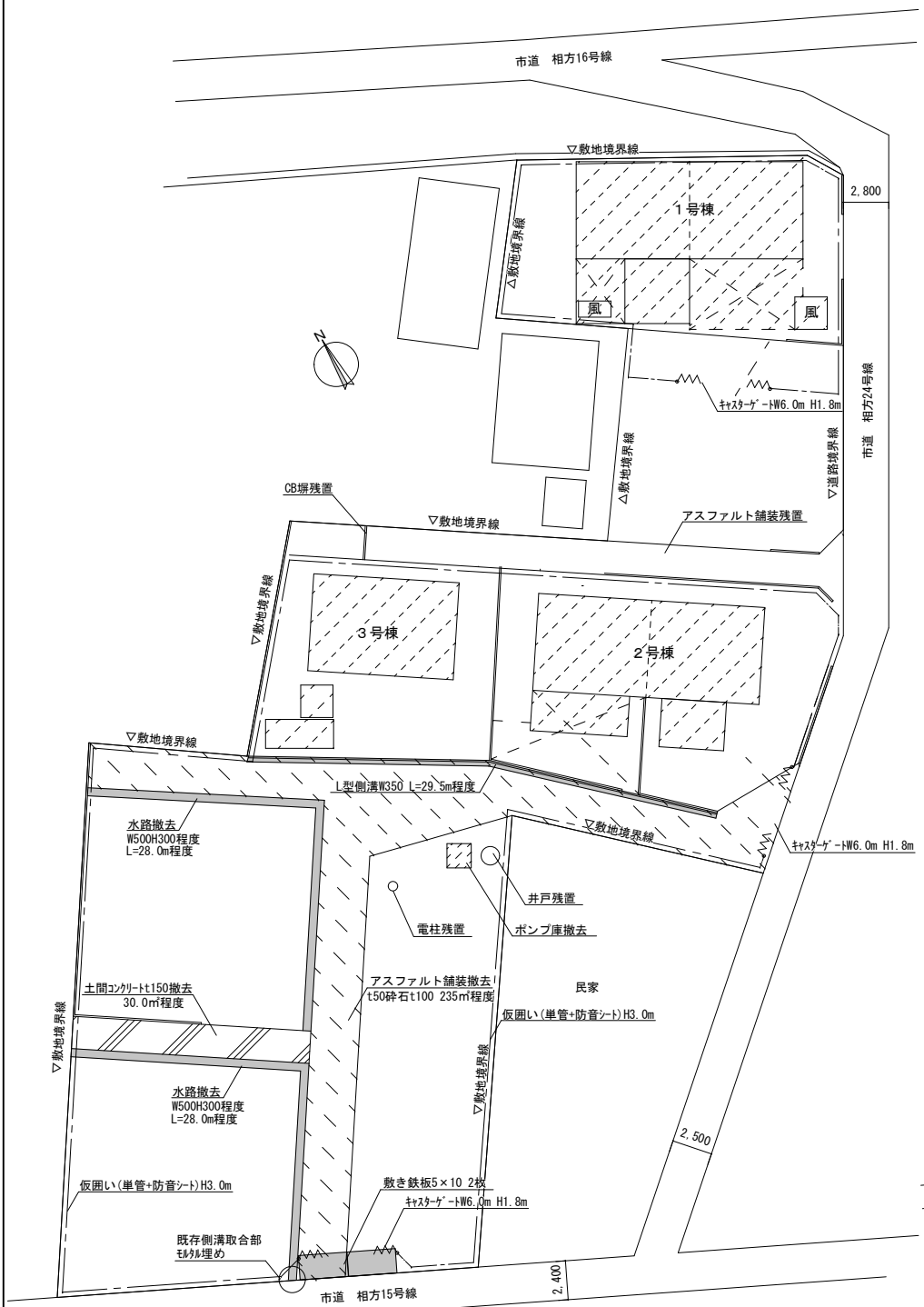
A-A' 断面図 S=1/60



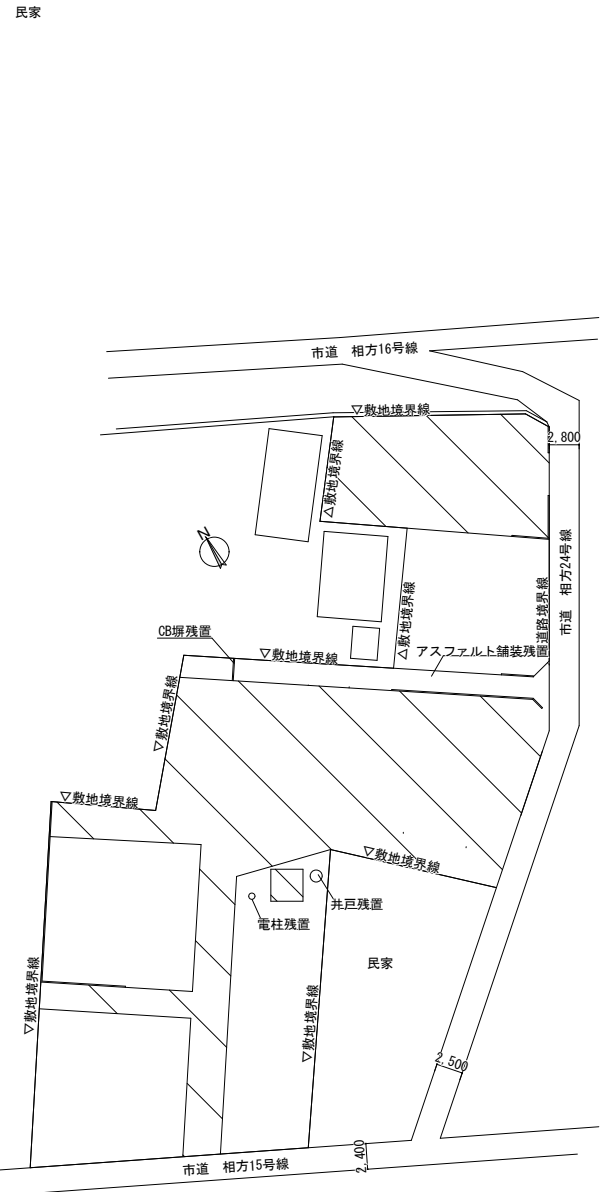
南立面図 S=1/60



北立面図 S=1/60



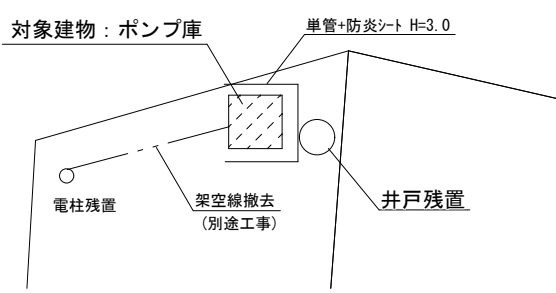
外構図 S=1/300



解体後敷地整地図 S=1/500

解体工事後整地範囲を示す。
真砂土(厚み50程度)敷き

- ・電気設備、機械設備は全て撤去・処分する
- ・既設取合のある配管は切断の上フランジ止めする
- ・敷地内の樹木、草花、雑草等も全て撤去・処分する
- ・敷地周辺の水路、排水溝に放流している配管を撤去した開口部はモルタル等で補修する
- ・工事用車両により全面道路に泥を持ち出さないよう対策を講ずる
- ・敷地内の特記なき物は全て撤去する
- ・解体後の整地範囲は、工事敷地境界線及び整地ライン内を敷均し締固め後真砂土（厚み50程度）敷きとする。
- ・井戸からポンプ庫及び、ポンプ庫から各住宅への埋設給水管は撤去処分とする。



仮設計画図 S=1/150

参考数量書

§ 工事名称 相方市営住宅 1 号棟他解体工事

§ 工事場所 福山市新市町地内

特記事項

- 1 この数量書は、福山市建設工事請負契約約款 1 条に定める「設計図書」ではなく参考数量です。従って、契約後の変更等を含意するものではありません。
- 2 数量の算出は次の基準によっています。

※ 「建築数量積算基準・同解説」 (建築工事積算研究会制定)

設 計 書

工事名称 相方市営住宅 1 号棟他解体工事

工事場所 福山市新市町地内

【工事概要】

建物解体工事 一式

- ・解体建物

1号棟	木造平家建	1棟	延べ面積	82.8㎡
増築棟	木造平家建	1棟	延べ面積	8.9㎡
増築棟	木造平家建	1棟	延べ面積	29.1㎡
増築棟	木造平家建	1棟	延べ面積	5.9㎡
2号棟	木造平家建	1棟	延べ面積	82.8㎡
増築棟	木造平家建	1棟	延べ面積	11.3㎡
増築棟	軽量鉄骨造平家建	1棟	延べ面積	15.0㎡
3号棟	木造平家建	1棟	延べ面積	41.1㎡
増築棟	木造平家建	1棟	延べ面積	18.1㎡
ポンプ庫	CB造平家建	1棟	延べ面積	3.6㎡
- ・その他解体

樹木伐採伐根、便槽、土間コンクリート、屋外排水桝、アスファルト舗装側溝等撤去
- ・解体後整地工事

名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接工事費				
直 接 工 事 費	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

福山市

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

2号棟（住宅棟）

[illegible]

3号棟（住宅棟）

[illegible]

[illegible]

福 山 市

1号棟（住宅棟）		とりこわし		とりこわし		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
木造上屋解体	手こわし併用機械解体 内部造作撤去・積込み共	82.8	m ²			
基礎コンクリート撤去	有筋 手こわし併用機械解体 現場ならし・積込み共	82.8	m ²			
コンクリート土間解体	厚150程度 圧碎機併用 現場ならし・積込み・鉄筋分別共	40.4	m ²			
屋根材撤去	アスベスト含有 手間加算	114	m ²			
臭突筒撤去	アスベスト含有	8	m			
除去石綿処理	密封処理(二重梱包)	2.3	m ³			
和風便器撤去		2	か所			
手洗い器撤去		1	か所			
流し台・コンロ台 撤去		2	か所			
水道ポンプ 撤去		2	か所			
便槽撤去	埋戻し共 購入土	2	か所			
テレビアンテナ撤去		1	個			
排水桝撤去	500×500程度 積込共 埋設管撤去含 埋戻し共	1	式			
埋設管撤去（給水管）	埋戻し共	1	式			
配管以外詰め		1	式			
とりこわし機械 運搬 (ヘースマシン,バックホウ) 計	排出ガス対策型 油圧式加圧型0.5m ³	1	往復			

福 山 市

福 山 市

福山市

福 山 市

福 山 市

福 山 市

福 山 市

福 山 市

福山市

2号棟（住宅棟）		とりこわし		とりこわし		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
木造上屋解体	手こわし併用機械解体 内部造作撤去・積込み共	82.8	m ²			
基礎コンクリート撤去	有筋 手こわし併用機械解体 現場ならし・積込み共	82.8	m ²			
コンクリート土間解体	厚150程度 圧碎機併用 現場ならし・積込み・鉄筋分別共	40.4	m ²			
屋根材撤去	アスベスト含有 手間加算	114	m ²			
臭突筒撤去	アスベスト含有	8	m			
除去石綿処理	密封処理(二重梱包)	2.3	m ³			
和風便器撤去		2	か所			
手洗い器撤去		1	か所			
流し台・コンロ台 撤去		2	か所			
水道ポンプ 撤去		2	か所			
便槽撤去	埋戻し共 購入土	2	か所			
瞬間湯沸器撤去	屋内設置	1	か所			
テレビアンテナ撤去		1	個			
排水桝撤去	500×500程度 積込共 埋設管撤去含 埋戻し共	1	式			
埋設管撤去（給水管）	埋戻し共	1	式			
配管取外し		1	式			
とりこわし機械 運搬 (ヘースマシン、バックホウ)	排出ガス対策型 油圧式加圧型0.5m ³	1	往復			
計						

福山市

福山市

[illegible]

福 山 市

福 山 市

福 山 市

福山市

福 山 市

[illegible]

3号棟（住宅棟）		とりこわし		とりこわし		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
木造上屋解体	手こわし併用機械解体 内部造作撤去・積込み共	41.1	m ²			
基礎コンクリート撤去	有筋 手こわし併用機械解体 現場ならし・積込み共	41.1	m ²			
コンクリート土間解体	厚150程度 圧碎機併用 現場ならし・積込み・鉄筋分別共	1.7	m ²			
屋根材撤去	アスベスト含有 手間加算	61.5	m ²			
臭突筒撤去	アスベスト含有	4	m			
除去石綿処理	密封処理(二重梱包)	1.2	m ³			
和風便器撤去		1	か所			
流し台・コンロ台 撤去		1	か所			
水道ポンプ撤去		1	か所			
瞬間湯沸器撤去	屋内設置	1	か所			
便槽撤去	埋戻し共 購入土	1	か所			
物干金物撤去		1	か所			
テレビアンテナ撤去		1	個			
排水桝撤去	500×500程度 積込共 埋設管撤去含 埋戻し共	1	式			
埋設管撤去（給水管）	埋戻し共	1	式			
配管取外し		1	式			
とりこわし機械 運搬 (ヘーラスシ、バックホウ)	排出ガス対策型 油圧式加圧型0.5m ³	1	往復			
計						

福山市

福山市

福山市

福山市

福 山 市

福 山 市

福山市

福 山 市

福 山 市

福山市

[illegible]

外構						
とりこわし				とりこわし		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
樹木撤去1 (伐採抜根)	H-4.0 幹回りφ50 機械併用	1	本			
樹木撤去2 (伐採抜根)	H-6.0 幹回りφ40 機械併用	1	本			
樹木撤去3 (伐採抜根)	H-8.0 幹回りφ40 機械併用	1	本			
樹木撤去4 (伐採抜根)	H-5.0 幹回りφ20 機械併用	1	本			
樹木撤去5 (伐採抜根)	H-6.0 幹回りφ15 機械併用	11	本			
樹木撤去6 (伐採抜根)	H-5.0 幹回りφ15 機械併用	1	本			
樹木撤去7 (伐採抜根)	H-4.0 幹回りφ15 機械併用	1	本			
樹木撤去8 (伐採抜根)	H-5.0 幹回りφ36 機械併用	1	本			
樹木撤去9 (伐採抜根)	H-2.0 幹回りφ46 機械併用	1	本			
樹木撤去10 (伐採抜根)	H-2.5 幹回りφ25 機械併用	1	本			
アスファルト舗装 解体	機械0.13立方メートル 積・積込共	235	m ³			
コンクリート間解体	厚150程度 圧碎機併用 現場ならし・積込み・鉄筋分別共	30	m ²			
U字溝撤去	敷鉄板,積込共	56	m			
L型側溝撤去	積込共	29.5	m			
CB立上り撤去	t150程度 圧碎機 積込み共	28.4	m ³			
埋設管撤去(給水管)	埋戻し共	53.8	m			
雑草撤去		1	式			
計						

福山市

福山市

